

政策体系	政策No.	1	政策名	快適で魅力あるまちづくり			施策主管課	安心安全課	
	施策No.	5	施策名	交通安全・防犯の推進	重点施策		施策主管課長名	有満 孝二	
施策関係課名		商工振興課、(土木課、建設施設管理課、都市計画課、耕地課)							
<b>1 基本計画期間(平成25年度～平成29年度)における施策の方針</b> 市民・警察・民間企業・行政が一体となって交通安全運動や防犯活動を展開するとともに、消費者被害拡大の防止に努める。									
<b>2 施策の目的と成果把握</b>									
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		市民							
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	人口	人	見込み値	129,098	129,328	128,861	129,360	129,679	130,000
			実績値	127,475	127,283	126,773	126,962	125,447	
B			見込み値						
			実績値						
C			見込み値						
			実績値						
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)		生命・財産が交通事故や犯罪から守られている							
◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)									
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	交通事故発生件数	件	成り行き値	1000	1000	1000	1000	1000	1000
			目標値	948	882	816	750	740	730
			実績値	976	944	840	764	752	
			達成率	97%	93%	97%	98%	98%	
			結果	○	△	○	○	○	
B	刑法犯罪認知件数	件	成り行き値	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
			目標値	973	933	893	853	813	773
			実績値	931	849	690	741	740	
			達成率	104%	109%	123%	113%	109%	
			結果	○	◎	◎	◎	◎	
C	防犯を意識した行動をとっている市民の割合	%	成り行き値	84	84	84.1	84	84	84
			目標値	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5	95.0
			実績値	90.6	93.1	92.7	91.3	89.0	
			達成率	98%	100%	99%	97%	94%	
			結果	○	○	○	○	△	
D	犯罪に対して不安を持っている市民の割合	%	成り行き値	25	25	25.4	25	25	25
			目標値	20.0	24.0	23.0	22.0	21.0	20.0
			実績値	23.0	22.0	21.5	16.3	18.5	
			達成率	85%	108%	107%	126%	112%	
			結果	△	◎	◎	◎	◎	
E	消費者被害にあわないように意識した行動をとっている市民の割合	%	成り行き値	86	93	93.4	93	93	93
			目標値	90.0	96.0	97.0	98.0	99.0	100.0
			実績値	93.4	90.9	91.7	92.9	91.7	
			達成率	104%	95%	95%	95%	93%	
			結果	○	○	○	○	△	
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)		⑥ 平成29年度の目標値設定の考え方							
A 交通事故発生件数、B 刑法犯罪認知件数 ※鹿児島県警察本部が公表している「交通統計」、「鹿児島の犯罪」及び「市町村別の犯罪発生実態」より把握。(年度ではなく年単位の数値。)		A 「交通事故発生件数」については、「霧島市交通安全計画」において平成27年の発生件数を750件以下に設定しているため、これに準じた目標値を設定する。							
C 防犯を意識した行動をとっている市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査		B 「刑法犯罪認知件数」については、県内犯罪率ワースト1位(平成16年度)を契機とする市民の防犯意識の高まりを持続させ、更なる啓発活動に努めることで、平成23年度実績値の872件から99件の減少を目指す。							
D 犯罪に対して不安を持っている市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査		C 「防犯を意識した行動をとっている市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると92.5%と高い傾向にあるが、引き続き「あんしん・あんぜん検定」実施等の啓発活動に努めることで、平成23年度実績値の92.5%から毎年度約0.5ポイントの成果向上を目指す。							
E 消費者被害にあわないよう意識した行動をとっている市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査		D 「犯罪に対して不安を持っている市民の割合」については、地域や警察等と一体となった取組を進めることで、平成23年度実績値の25.6%から5.6ポイントの減少を目指す。							
		E 「消費者被害にあわないように意識した行動をとっている市民の割合」は、情報提供や啓発活動を継続して行うことで、100%を目指す。							

**3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)**

- 交通事故発生件数が特に多い国分・隼人地区については、県に信号機や横断歩道の設置要望を行うとともに、交通安全施設の新設や補修を適切に行う必要がある。また、市外からの来訪者にも分かりやすい案内板や標識などの整備を進める必要がある。
- 高齢者の交通死亡事故を減少させるための取組を強化していく必要がある。
- 窃盗犯を減少させるための取組として、防犯パトロール隊の活動の活性化を図るとともに、防犯灯や安全灯及び街路灯の整備等を進めることで、犯罪が起りにくい環境づくりに努める必要がある。
- 消費者が自主的かつ合理的な判断を行うため、消費生活に関するトラブル防止や被害対策についての情報を市民に提供するとともに、消費者教育・啓発を充実する必要がある。

**4 施策の特性・状況変化・住民意見等**

**① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)**

ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>■国・県                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全対策や防犯対策に関する総合的な施策を実施する。市町村との連絡調整を行う。</li> </ul> </li> <li>■市                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心安全なまちづくりに関する知識の普及、情報の提供及び広報啓発活動を実施する。</li> <li>・地域安全まちづくり活動を行う組織・団体の結成促進を図る。</li> <li>・犯罪・事故等の防止のため、環境整備づくりを推進する。</li> <li>・消費者被害の拡大防止のため、相談体制の強化を図る。</li> <li>・高齢者がうそ電話詐欺等の被害に遭うことが多いため、庁内外で連携をとり、被害防止のため、見守り体制を構築する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心安全なまちづくりについての理解を深めるとともに、自らの安全の確保に努める。</li> <li>・地域社会における連帯意識を高めるために、地域安全まちづくり活動に協力する。</li> <li>・自ら消費生活に関する知識の習得・情報収集等に努め、自身で合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避し、被害に遭った場合には適切に対処する能力を身につけ、更には、社会の発展と改善に積極的に参加する。</li> </ul> </li> </ul>

**② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?**

- 高齢化が進展することによって、事故の加害者、被害者となる高齢者が増えてきている。
- 平成29年3月12日から認知機能検査などを強化(75歳以上の高齢者が交通違反をした場合、臨時認知機能検査)した道路交通法が改正された。
- 自転車の安全で適正な利用に関する県条例が制定された。(平成29年3月24日一部施行)
- 飲酒や自転車による事故が多発していることから、道路交通法が平成25年に改正された。
- 悪質商法が複雑巧妙化してきており、高齢者や若者が被害にあうケースが増えている。
- 平成24年12月に消費者教育推進法、平成28年4月に消費者安全法などが改正され、消費者被害の未然防止について消費者行政だけでなく教育の分野からも取組を行い、高齢者に対しては地域での見守り活動のためのネットワーク構築に官民を問わず様々な団体と連携をし、推進していくこととされた。
- 成人年齢の引き下げを見据え、若者に対する消費者教育の重要性が高まっている。
- 自治会未加入者の増や少子高齢化により、各地区が管理している防犯灯の維持が難しくなっているため、少しでも電気代の軽減を図るためにLED化を推進していく。

**③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?**

- 保護者からは、通学時の児童の防犯パトロールの強化や、通学路の安全確保を求める声が多数寄せられている。
- 市民や議会からは、防犯対策として防犯灯や安全灯及び街路灯の設置、交通安全施設の整備(道路反射鏡、防護柵)を求める声がある。また、横断歩道、信号機を設置して欲しいとの声も多く寄せられている。
- 市民から交通ルールを遵守するように、さらに啓発して欲しいとの意見がある。
- 市民や議会から防犯灯は自治会加入者だけが恩恵を受けるのではなく、自治会未加入者も受けている。自治会加入率が低い状況や高齢化を考えた場合、防犯灯の電気代を市が補助するべきではないかとの意見がある。

**5 施策の現状**

① 平成28年度施策の取組方針	② 平成28年度施策の取組方針の達成状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>■交通事故発生件数が特に多い国分・隼人地区については、県に信号機や横断歩道の設置要望を行うとともに、交通安全施設の新設や補修を適切に行い、また、市外からの来訪者にも分かりやすい案内板や標識などの整備を検討していく必要がある。</li> <li>■高齢者の交通死亡事故を減少させるために、県警・交通安全協会と連携し高齢者教室(交通安全教室)や運転免許証の自主返納制度の推進を図る。</li> <li>■窃盗犯や増加傾向にある声掛け事案を減少させるための取組として、防犯パトロール隊の活動の活性化を図るとともに、防犯灯や街路灯などの維持管理の負担軽減を図るためにLED化を推進する。</li> <li>■消費者被害の未然防止のために、消費者相談窓口の機能強化を図るとともに情報発信や啓発講座(出前講座)に積極的に取り組む。</li> <li>■庁内外で連携し、高齢者等の見守りネットワーク構築を検討する。(消費者被害拡大防止)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■県警に信号機や横断歩道の設置要望を行うとともに、交通安全施設の新設や補修を適切に行った。(信号機3基、横断歩道3箇所、道路反射鏡52基、防護柵559.1m、区画線18,986m)また、安全対策のための道路標識や路面標示などを行った。</li> <li>■高齢者自主返納制度を活用された方が306名(対前年比+77人)いた。交通安全教室も55回(1,602名)開催し、高齢者の交通事故防止に努めた。</li> <li>■防犯パトロール隊の活動活性化のために、霧島市安心安全まちづくり大会で隼人姫城パトロール隊長に事例発表をしてもらった。防犯灯398基(新設95基、LED交換303基)、安全灯21基を整備し、犯罪のおきにくい環境づくりに努めた。</li> <li>■相談体制の強化を図り、市報や出前講座、ケーブルテレビ、FMきりしまを活用し、積極的に情報発信を行った。また、昨年度に続き2回目となる、公民館講座での消費者問題に関する講座を開催し、消費者被害の未然防止に努めた。さらに、新たな試みとして消費者月間に併せて消費者月間パネル展を実施し、市民に対して意識啓発を行った。</li> <li>■高齢者等の見守りネットワーク構築に向けた体制整備として、平成29年度から相談員を1名増員する予算を確保した。</li> </ul>

③ 平成28年度施策の目標値と実績値の比較		④ 平成28年度施策の成果指標の達成状況及び要因	
目標達成 ◎ 105%以上 目標をほぼ達成 ○ 95%～105%未満 目標を未達成 △ 95%未満		A 交通事故発生件数は、目標値を達成できなかったが、対前年比で12件の減少となった。その要因は、継続した交通安全事故防止活動(交通教室の開催等)に取り組んだ成果と考えられる。 B 刑法犯罪認知件数は、前年度より1件の減少と横ばいであったが、目標値を達成できた。その要因は、継続した犯罪の未然防止活動(防犯パトロール隊の活動等)に取り組んだ成果と考えられる。 C 防犯を意識した行動を取っている市民の割合は、対前年比で2.3ポイントの減少となった。その要因は、刑法犯の認知件数が減少傾向にあり、防犯に対する意識の低下が考えられる。 D 犯罪に対して不安を持っている市民の割合は、対前年比2.2ポイントの減少となったが、目標は達成できた。その要因は、刑法犯の認知件数が増加していないことが考えられる。 E 消費者被害にあわないように意識した行動をとっている市民の割合は、対前年比で1.2ポイントの減少となった。その要因としては、平成28年度は目立った悪質商法の手口がなく、相談件数も全国的に減少したことから、消費者トラブルを意識した市民が、昨年度に比べ減少したことが考えられる。	
平成28年度成果指標			
	目標値	実績値	達成率
A	740	752	98%
B	813	740	109.0%
C	94.5	89.0	94.0%
D	21.0	18.5	112.0%
E	99.0	91.7	93.0%
F			
⑤ 基本事業の目標達成度 (平成28年度目標と実績との比較)		○=すべての目標値を達成 △=一部の目標値を達成 ×=すべての目標値を未達成	
①	交通安全の推進	△	⑤
②	防犯活動の推進	×	⑥
③	消費生活の安全性向上	○	⑦
④			⑧

6 平成29年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)		7 平成30年度に向けた施策の課題・方向性	
■交通事故発生件数が特に多い国分・隼人地区については、県警に信号機や横断歩道の設置要望を行うとともに、交通安全施設の新設や補修を適切に行う。また、道路標識や路面標示などの整備を行う必要がある。 ■高齢者の交通死亡事故を減少させるために、県警・交通安全協会と連携し高齢者教室(交通安全教室)や運転免許証の自主返納制度の推進を図る。 ■窃盗犯や増加傾向にある声掛け事案を減少させるための取組として、防犯パトロール隊の活動の活性化を図るとともに、防犯灯などの維持管理の負担軽減を図るためにLED化を推進する。 ■消費者被害の未然防止のために、消費者相談窓口の機能強化を図るとともに情報発信や啓発講座(出前講座)に積極的に取り組む。 ■消費者行政の維持・拡充のため、平成29年度から地域の見守りネットワーク構築に向けて新たな取り組みを行う。		■交通事故発生件数が特に多い国分・隼人地区については、県警に信号機や横断歩道の設置要望を行うとともに、交通安全施設の新設や補修を適切に行う。また、道路標識や路面標示などの整備を行う必要がある。 ■高齢者の交通死亡事故を減少させるために、県警・交通安全協会と連携し高齢者教室(交通安全教室)や運転免許証の自主返納制度の推進を図る。 ■窃盗犯や増加傾向にある声掛け事案を減少させるための取組として、防犯パトロール隊の活動の活性化を図るとともに、防犯灯などの維持管理の負担軽減を図るためにLED化を推進する。 ■消費者被害の未然防止のために、消費者相談窓口の機能強化を図るとともに情報発信や啓発講座(出前講座)に積極的に取り組む。 ■高齢者や障がい者などの消費者被害を防ぐため、地域の見守りネットワークを構築する。 ■平成30年度からは、県の補助金を使用できる事業が少なくなり、一般財源の負担が大きくなる。そのため、消費生活センターの機能を現状維持できるように、既存事業の見直しを行った上で、予算の確保を行う。	

基本事業No.	1-5-1	基本事業名	交通安全の推進	基本事業 主担当課	安心安全課
---------	-------	-------	---------	--------------	-------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

<b>①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■安心・安全なまちづくりに関する意識の普及に努め、交通安全教室の開催や交通安全キャンペーンなどの広報啓発活動を行う。</li> <li>■交通安全対策として、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設の整備を行い、道路交通環境の充実に努める。</li> </ul>	
<b>②対象</b>	・市民 ・市域
<b>③意図</b>	・交通ルール・マナーを守る。 ・交通事故が起こりにくい環境となる。

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
				成り行き値	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
A 交通事故発生件数	件	※鹿児島県警察本部が公表している「交通統計」「鹿児島島の犯罪」及び「市町村別の犯罪発生実態」より把握。(年度ではなく年単位の数値)	目標値	948	882	816	750	740	730
			実績値	976	944	840	764	752	
			達成率	97%	93%	97%	98%	98%	
			結果	○	△	○	○	○	
B 交通安全施設の設置箇所数/設置要望があった箇所数	%	交通安全施設の設置箇所数/設置要望があった箇所数	成り行き値	92.0	92.0	92.0	92.0	92.0	92.0
			目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
			実績値	63.0	76.0	87.0	80.9	80.1	
			達成率	66%	80%	92%	85%	84%	
結果	△	△	△	△	△				

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A 交通事故発生件数については、微減傾向であり、今後意識啓発活動を強化していくことで、基本計画の最終年度には、交通安全計画で掲げた平成27年に750件以下に抑えることを踏まえ、730件程度を目指す。

B 市民からの交通安全施設の設置要望としては、ミラー設置とガードレール、ガードパイプの設置要望が多い。市としては設置が必要かを判断の上設置している。今後、国の交付金は横ばいで推移するものと思われ、整備率については大きな変化は期待できないので、現状維持を目指す。

**4 平成28年度基本事業の取組方針**

- 第10次霧島市交通安全計画を策定し、それに基づく交通安全意識の高揚を図るために、高齢者をはじめ、各年齢層に応じた交通安全教室の開催や、警察及び各種団体と連携した交通安全キャンペーンや交通安全立哨等を積極的に実施する。
- 高齢者事故の減少を図るために、免許証の自主返納制度を利用してもらうようPRに努めるとともに、65歳以上の高齢者及び中学校新入学生に対し夜光反射材を配布し、夜間時の交通事故抑止に努める。
- 交通安全対策として、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設の整備を行い、通学路を含めた道路交通環境の充実に努める。
- 横断歩道、信号機等の設置について、積極的に県に要望する。

**5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況**

- 交通事故のない社会を目指すことを基本理念とした、今後5年間の第10次霧島市交通安全計画を策定した。また、交通安全意識の高揚を図るために、高齢者をはじめ、各年齢層に応じた交通安全教室の開催や、警察及び各種団体と連携した交通安全キャンペーン並びに交通安全立哨等を積極的に実施した。
- 高齢者事故の減少を図るために、高齢者運転免許証自主返納メリット制度を306名が利用、65歳以上の高齢者1,850名及び中学校新入学生1,179名に対し夜光反射材を配布し、夜間時の交通事故抑制に努めた。
- 交通安全対策として、道路反射鏡52基、防護柵等36箇所の交通安全施設の整備を行い、通学路を含めた道路交通環境の充実に努めた。
- 地域から要望のあった横断歩道及び信号機等の設置に係る要望を警察署へ提出した。

**6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

A 平成28年度の交通事故発生件数については、昨年度に比べ△12件で、毎年減少傾向にあり、良い傾向であるが、目標値740件に対しては12件多く、達成率98%であった。交通事故減少傾向の要因としては、警察及び関係機関団体の事業の成果であると考えられる。しかし、交通事故発生件数の内高齢者の占める割合が多いことや死者数が平成28年度6人と多い傾向にある。

B 交通安全施設の整備率は、対前年度比で0.8ポイントの減少となり、目標値を達成できなかった。その要因は、要望件数が年々増えていることにある。

**7 平成29年度基本事業の取組方針**

- 交通安全意識の高揚を図るために、高齢者をはじめ、各年齢層に応じた交通安全教室の開催や、警察及び各種団体と連携した交通安全キャンペーンや交通安全立哨等を積極的に実施する。
- 高齢者の事故を減少させるために、免許証の自主返納制度を利用してもらうようPRに努めるとともに、65歳以上の高齢者及び中学校新入学生に対し夜光反射材を配布し、夜間時の交通事故抑止に努める。
- 交通安全対策として、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設の整備を行い、通学路を含めた道路交通環境の充実に努める。
- 横断歩道、信号機等の設置について、積極的に県警に要望する。

**8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性**

- 交通安全意識の高揚を図るために、高齢者をはじめ、各年齢層に応じた交通安全教室の開催や、警察及び各種団体と連携した交通安全キャンペーンや交通安全立哨等を積極的に実施する。
- 高齢者の事故を減少させるために、免許証の自主返納制度を利用してもらうようPRに努めるとともに、65歳以上の高齢者及び中学校新入学生に対し夜光反射材を配布し、夜間時の交通事故抑制に努める。
- 交通安全対策として、道路反射鏡、防護柵等の交通安全施設の整備を行い、通学路を含めた道路交通環境の充実に努める。
- 横断歩道、信号機等の設置について、積極的に県警に要望する。

基本事業No.	1-5-2	基本事業名	防犯活動の推進	基本事業 主担当課	安心安全課
---------	-------	-------	---------	--------------	-------

### 1 基本事業の目的、取組み方針

#### ①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

- 防犯に関する広報啓発活動として「あんしん・あんぜん検定」を実施するほか、迅速な情報提供に努める。
- 犯罪発生抑制につながる自主防犯パトロール隊の結成・育成を図り、地域における連帯意識を醸成する。

②対象	・市民 ・市域	③意図	・防犯活動に取り組む。 ・犯罪の起きにくい環境となる。
-----	------------	-----	--------------------------------

### 2 基本事業の指標等の推移

◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	地域等の防犯活動に取り組んでいる市民の割合	%	防犯パトロール隊の組織率	成り行き値	6	6	6	6	6	6
				目標値	8	8	8	8	8	8
				実績値	7.1	7.2	7.2	7.0	7.0	
				達成率	89%	90%	89%	88%	88%	
				結果	△	△	△	△	△	
B	防犯設備の設置箇所数/設置要望があった箇所数	%	防犯設備の設置箇所数/設置要望があった箇所数	成り行き値	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
				目標値	93.0	93.5	94.0	94.5	95.0	95.0
				実績値	91.4	90.0	78.0	75.6	84.3	
				達成率	98%	96%	83%	80%	89%	
				結果	○	○	△	△	△	

### 3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

- A 犯罪件数に関しては、年々減少傾向が続いているが、今後更に地域安全まちづくり活動を行う自主防犯パトロール隊の結成促進を図るとともに、地域・警察・民間企業・行政が一体となり、防犯活動に取り組む市民の割合を、最終年度には8%程度を目指す。
- B 防犯設備(防犯灯)に関しては、これまでも設置要望に応じ対応しており、要望に対する設置率は90%前後を達成できているが、今後は、さらに対応できる割合の向上を目指す。

### 4 平成28年度基本事業の取組方針

- 防犯に関する意識を高めてもらうために、広報啓発活動として「あんしん・あんぜん検定」を継続して実施する。
- 犯罪を未然に防止するために、各種団体と連携した取組を進める。
- 犯罪の起きにくい環境づくりのために、防犯灯や安全灯及び街路灯等の整備を進める。
- 防犯灯のLED化を推進するため調査・研究を行い、関係機関団体との協議・検討を行う。

### 5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況

- 防犯に関する意識を高めてもらうために、広報啓発活動として「あんしん・あんぜん検定」を実施し、234人が受講され192人が合格された。
- 犯罪を未然に防止するために、平成28年度末で99団体8,846人の方々防犯パトロール隊として活動をされた。
- 犯罪の起きにくい環境づくりのために、防犯灯398基、安全灯21基の整備を行った。
- LED化の検討を行った結果、予算の範囲内で壊れたものから順次LED化を推進することを確認した。また、受益者負担について平成29年度中に協議検討することとなった。

### 6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

- A 防犯活動に取り組んでいる市民の割合の目標値を8.0%としているが、ここ数年は7%台で推移している。その要因は団体数の増減は無いが、各団体の構成員が減少しているなどがある。
- B 防犯設備の設置率(要望に対する施工状況)は平成28年度84.3%で前年度より8.7ポイント増加したものの目標値は未達成である。その要因は、LED化推進のために予算額が前年比2.6倍となり、蛍光灯器具からLED器具への設置数(交換数)が大幅に増加したが、防犯灯維持管理費(電気代等)削減のために自治会からのLED器具への交換要望が増えたことが考えられる。

### 7 平成29年度基本事業の取組方針

- 防犯に関する意識啓発活動として「あんしん・あんぜん検定」を引き続き実施する。
- 防犯に関する迅速な情報提供に努める。
- 犯罪の起きにくい環境づくりのために、各種団体との連携・強化・育成に努める。
- 防犯設備(防犯灯・安全灯)のLED化の早期推進を図るため各地区防犯組合連絡協議会と連携を密にする。

### 8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性

- 防犯に関する意識啓発活動として「あんしん・あんぜん検定」を引き続き実施する。
- 防犯に関する迅速な情報提供に努める。
- 犯罪の起きにくい環境づくりのために、各種団体との連携・強化・育成に努める。
- 防犯設備(防犯灯・安全灯)のLED化の早期推進を図るため各地区防犯組合連絡協議会と連携を密にする。

基本事業No.	1-5-3	基本事業名	消費生活の安全性向上	基本事業 主担当課	商工振興課
---------	-------	-------	------------	--------------	-------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

<b>①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）</b>	
■消費者被害に関する相談に的確に対応し、消費者の安全を守るとともにトラブルの未然防止と被害者救済に取り組む。 ■適正な計量・商品表示の促進を図り、消費生活の安全を確保する。	
<b>②対象</b>	市民
<b>③意図</b>	安心した消費生活をおくることができる

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
				A 消費者相談件数	件	消費者相談件数	成り行き値	1,350	1,350
			目標値	900	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
			実績値	1,158	1,254	1,163	1,100	1,039	
			達成率	71%	91%	99%	104%	110%	
			結果	△	△	○	○	◎	

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A 年々手口が複雑巧妙化し、消費者被害にあう人は増加傾向にあると思われるが、実際に被害にあった人のうち、消費生活センターに相談されるケースは、全体の半分以下と思われる。そのため、同センターでは、消費生活の相談のほか、出前講座等での被害の未然防止活動と並行し、市報やマスコミ等を活用してセンターの認知度を高める活動を行っていることから、今後は相談件数の増加が見込まれるが、一方で各種被害の未然防止活動等により消費者被害の減少を図っていることを考慮して、目標値を設定した。

**4 平成28年度基本事業の取組方針**

- 消費者被害に関する相談に的確に対応する。
- 消費者の安全を守る。
- 消費者トラブルの未然防止と被害者救済に取り組む。
- 消費生活の安全を確保する。
- 庁内外で連携し、高齢者等の見守りネットワーク構築を検討する。
- 消費者行政活性化補助金の活用について検討する。

**5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況**

- ・啓発用チラシ作成 3種類
- ・広報誌への掲載 18回
- ・ケーブルTV及びFMきりしまへの出演 20回
- ・出前講座回数 8回(参加者数231人)
- ・研修参加回数 23回(国民生活センター、県ほか)
- ・市民向け消費者教育講座(公民館講座:連続5回講座) 受講者数27人
- ・消費者月間パネル展開催(5/10~5/21)

**6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

A 平成28年度の相談件数は1,039件であり、対前年度61件減、目標値に対し111件減、達成率110%と目標を達成できた。その要因としては、出前講座や啓発チラシ等により未然防止策を講じたことや、スマートフォンの普及により個人で解決方法を調べて自力で解決できた人が増えたためと考えられる。

**7 平成29年度基本事業の取組方針**

- 消費者被害に関する相談に的確に対応する。
- 消費者の安全を守る。
- 消費者トラブルの未然防止と被害者救済に取り組む。
- 消費生活の安全を確保する。
- 庁内外で連携し、高齢者等の見守りネットワーク構築を検討する。

**8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性**

- 消費者の安全を守る。
- 消費者被害に関する相談に的確に対応する。
- 消費者トラブルの未然防止と被害者救済に取り組む。
- 庁内外で連携し、高齢者等の見守りネットワーク構築する。
- 平成30年度からは、県の補助金を使用できる事業が少なくなり、一般財源の負担が大きくなる。そのため、消費生活センターの機能を現状維持できるように、既存事業の見直しを行った上で、予算の確保を行う。